

日置市次期一般廃棄物最終処分場 公募実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日置市次期一般廃棄物最終処分場の建設候補地の公募について必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 建設候補地の公募は、広報等に募集記事を掲載することにより行うものとする。

2 前項の募集記事に掲載する事項は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 募集趣旨
- (2) 応募条件
- (3) 応募資格
- (4) 応募方法（申込書及び公募期間）
- (5) 問合せ先

(応募条件)

第3条 建設候補地の応募条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日置市内の土地であること。
- (2) 土地の合計面積が4ヘクタール以上であること。

(応募資格)

第4条 建設候補地の応募資格は、次に掲げるいずれかとする。

- (1) 土地所有者（個人又は法人）
- (2) 応募地の地元自治会長

(応募方法)

第5条 建設候補地の応募方法は、次に掲げるものにより、市民福祉部市民生活課生活環境係に持参もしくは郵送にて申し込むものとする。

- (1) 応募申込書（様式第1号）
- (2) 応募用地位置図（縮尺1:5,000から1:10,000程度で応募用地が分かるもの）
- (3) 土地所有者意向状況一覧表（様式第2-1号）および隣接土地所有者一覧表（様式第2-2号）
- (4) 応募地の地元自治会長が応募を行う場合は、合意形成がなされた時の総会等の議事録（様式第3号）および自治会（区）の会則（規則）
- (5) 誓約書（様式第4号）

(公募期間)

第6条 建設候補地の公募期間は、令和7年10月6日（月）から令和8年1月8日（木）（土曜、日曜、祝日および年末年始を除く。）までとする。

(建設候補地の選定)

第7条 建設候補地の選定は、公募による応募地、本市の環境・防災等の法規制を考慮して地図上から抽出した用地等の中から、適正に行うものとする。

2 応募地の選定結果については、応募者宛てに連絡するものとする。

(雑則)

第8条 この要領で定めるもののほか、日置市次期最終処分場建設候補地公募に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月6日から施行する。